

# 通所サービス事業所のための 新型コロナウイルス感染症対応 の手引き

令和2年5月22日版  
宮城県保健福祉部長寿社会政策課

## ～通所サービス事業所の皆様へ～

通所サービス事業所の皆様には、新型コロナウイルスの感染が国内で拡大しているなか、事業所でのサービス提供や、代替サービスの提供等について、御不安を抱えている方もいらっしゃるかと思います。

今般、県内においても感染が拡大している現状を踏まえ、皆様が少しでも安心してサービス提供を行うことができるよう、厚生労働省からの各通知のうち、通所サービス事業所向けの項目を抜粋した手引きを作成いたしました。

高齢者の方は、発症した際に重症化しやすい傾向にあるため、感染防止対策を徹底していただき、また、皆様も自身のお身体に気をつけていただき、適切なサービス提供を行うようお願いいたします。

なお、この手引きは厚生労働省の通知を抜粋したものになりますので、詳細については厚生労働省の各種通知を御確認ください。

御苦勞等あるかと思いますが、介護サービスを必要としている利用者の方々のためにも、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

## 目 次

【感染防止に向けた対応について】	
感染防止に向けた取組	2
新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組	4
新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組～まとめ～	6
感染予防対策	7
消毒方法	8
新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安	9
厚労省Q&A（衛生管理について）	12
【人員・運営基準等の取扱いについて】	
新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援について	14
都道府県からの休業要請を受けて休業している場合における取扱いについて	15
厚労省Q&A（介護報酬等の臨時的な取扱いについて）	16
宮城県Q&A（介護報酬等の臨時的な取扱いについて）	20
体温・体調チェックシート	22
関係機関一覧	24

感染防止に向けた対応について

# 感染防止に向けた取組

## 【事業所における取組】

### 感染症対策の再徹底

- 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入入りした者等の記録を準備しておくこと。
- 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。

### 施設への立ち入り

- 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。
- 業者等の施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。

## 【職員の取組】

### 感染症対策の再徹底

- 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。  
該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努めること。  
ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。
- 発熱や呼吸器症状により感染が疑われる職員等については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえて適切に対応すること。
- 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにすること。
- 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

## 【ケア等の実施に当たっての取組】

### 基本的な事項

- 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があること等から、以下に留意し実施すること。
  - ・ 可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
  - ・ 定期的に換気を行う。
  - ・ 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。
  - ・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
  - ・ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。
  - ・ 職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。

### 送迎時等の対応等

- 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
- 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。
- 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。
- 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

### リハビリテーション等の実施の際の留意点

- 社会福祉施設等においては、利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、基本的事項における「3つの密」を避ける取組を踏まえ実施すること。

# 新型コロナウイルス感染症に感染した者が 発生した場合の取組

社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、以下の取組を徹底する。

なお、特段の記載（【】の中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者\*が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。

※ 「新型コロナウイルス感染が疑われる者」：

社会福祉施設等の利用者等であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

## （1） 情報共有・報告等の実施

- 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。
- また、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行うこと。  
【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。】

## （2） 消毒・清掃等の実施

- 新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

## （3） 積極的疫学調査の協力

- 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。  
【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定すること。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。
  - ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があつた者
  - ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者】

特定した利用者については、居宅介護支援事業所等に報告を行うこと。】

#### **(4) 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施**

- 感染者については、以下の対応を行う。
  - ア 職員の場合の対応  
職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなること。  
【感染が疑われる職員については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】
  - イ 利用者の場合の対応  
利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。  
【感染が疑われる利用者については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】

#### **(5) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施**

- 濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。
  - ア 職員の場合の対応  
保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。  
【なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。】
  - イ 利用者の場合の対応  
保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行う。
    - ・ 自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。
    - ・ なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。



# 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組～まとめ～

(出典：令和2年4月7日厚生労働省事務連絡 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その2))

	定義	(1) 情報共有 ・報告等	(2) 消毒・ 清掃等	(3) 積極的疫学 調査への協力等	(4) 感染者への対応 / (5) 濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有</li> <li>指定権者、家族等に報告</li> <li>主治医及び居宅介護支援事業所に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等</li> <li>保健所の指示がある場合は指示に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力</li> <li>可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断</li> </ul>
感染が疑われる者	施設等が判断 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける</li> <li>速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有</li> <li>指定権者、家族等に報告</li> <li>主治医及び居宅介護支援事業所に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の指示がある場合は指示に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定</li> <li>特定した利用者について居宅介護支援事業所に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける</li> </ul>	
濃厚接触者	保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接触 ・感染者の気道分泌液等に直接接触	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅待機を行い、保健所の指示に従う</li> <li>職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保</li> </ul>
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄に同じ</li> <li>発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応</li> </ul>

# 感染予防対策

## ①手洗い

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

## 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

## 消毒方法

対象	消毒方法
手指	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エタノール含有消毒薬：ラビング法（30秒間の擦式） ワイピング法（拭き取り法）</li> <li>・スクラブ剤による洗浄（消毒薬による30秒間の洗浄と流水）</li> </ul>
嘔吐物，排泄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は，手袋をして0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。</li> </ul>
差し込み便器 (ベッドパン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水消毒器（ベッドパンウォッシャー）で処理（90℃1分間）</li> <li>・洗浄後，0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（5分間）</li> </ul>
リネン・衣類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し，洗浄後乾燥させる。</li> <li>・次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬後，洗濯，乾燥させる。</li> </ul>
食器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動食器洗浄器（80℃10分間）</li> <li>・洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。</li> </ul>
まな板，ふきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗剤で十分洗い，熱水消毒する。</li> <li>・次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）に浸漬後，洗浄する。</li> </ul>
ドアノブ，便座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒用エタノールで清拭する。</li> </ul>
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手袋を着用し，洗剤で洗い，温水（熱水）で流し，乾燥させる。</li> </ul>
カーテン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に感染の危険性は低い。洗濯する。</li> <li>・体液等が付着したときは，次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。</li> </ul>

出典：令和2年3月6日厚生労働省事務連絡 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

# 新型コロナウイルス感染症についての 相談・受診の目安

## 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

## 2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※） 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

- ※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

## 3. 医療機関にかかるときのお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

# 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



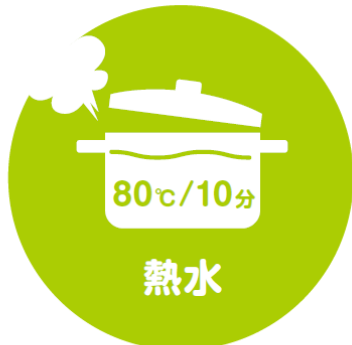
手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

- 【注意】
- ・家事用手袋を着用して行ってください。
  - ・金属は腐食することがあります。
  - ・換気をしてください。
  - ・他の薬品と混ぜないでください。



出典：令和2年3月31日厚生労働省事務連絡 社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について

## 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

### 【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

出典：令和2年3月31日厚生労働省事務連絡 社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について

## 厚労省Q&A（衛生管理について）

問1 消毒に関し「次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確かであることから行わないこと。」とあるが、本事務連絡上は、消毒薬として示されている次亜塩素酸ナトリウム液に係る注意事項であると考えてよいか。

答1 貴見のとおり。

なお、本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意点として、社会福祉施設等で実施する消毒方法をまとめたものであり、次亜塩素酸水を用いた市販の製品等の安全性等に言及するものではない。

また、消毒については、本事務連絡では清拭することとしていることに留意すること。

問2 消毒に関し「トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う」とあるが、次亜塩素酸ナトリウム液による清拭でもよいか。

答2 貴見のとおり。ドアノブや取手に使用する際は、次亜塩素酸ナトリウムの濃度は0.05%となるよう調整すること。また、次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性を有することに留意し、清拭後は、水拭きし、乾燥させること。

人員・運営基準等の取扱いについて



# 新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援について

## 新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援

**感染拡大防止のため、休業要請の有無によらず以下の特例の活用が可能**

### ①ご自宅への訪問によるサービス提供

- ・利用者のご自宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、報酬算定が可能です。
  - ※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分（2時間以上3時間未満）で算定できます
- ・1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定が可能です。（ケアプランに位置付けられた提供時間に相当する報酬が上限となります。）

### ②電話による安否確認等

- ・電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能です。（報酬区分は①と同じです）
  - ※安否確認等：健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合
- ・休業要請を受けている場合は、1日2回、休業要請を受けていない場合は1日1回まで算定が可能です。（営業を続けている場合も含む）

### ③サービス提供時間の短縮

- ・提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果、提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも、最短時間の報酬区分を算定可能です。

### ④サービス提供場所の変更

- ・他の事業所や公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ、報酬算定が可能です。



- ※ これらの特例は、利用者の同意を得た上で活用いただくこととなりますが、その際、
  - ① 事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の開催を行わないこと
  - ② サービス提供前に説明を行い同意を得ている場合は、ケアプランの見直しや文書による同意はサービス提供後に行うことが可能です。
- ※ この他、人員配置基準や各種加算について、柔軟な取扱いを可能としています。（下記URL参照）

#### ご参考

- 「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」において、これまで事務連絡でお示してきた特例の一覧を掲載しています。（随時更新）  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>)
- 独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っています。  
(<https://www.wam.go.jp/>)

## 都道府県等からの休業要請を受けて休業している場合 における取扱いについて

1. 休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合

### 【算定方法】

通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定すること

2. 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合

### 【算定方法】

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分を算定する。

ただし、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満）の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分）で算定する。

なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

※ なお、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることに留意されたい。

## 厚労省 Q & A (介護報酬等の臨時的な取扱いについて)

### 【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第3報)】

問1 新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いは可能か。

答1 可能である。

問2 第2報の別紙1(→15ページ)で示された取扱いは、介護予防通所リハビリテーションにおいて、サービス提供を行う場合も対象となるのか。

答2 対象となる。

問3 介護予防通所リハビリテーション事業所が月途中で休業し、その後介護予防通所リハビリテーションのサービス提供が中断された場合の算定はどうするか。

答3 介護予防通所リハビリテーションの月額報酬を日割りで、計算して算定する。

問4 介護予防通所リハビリテーション事業所が休業を行ったときの代替サービスとして、新規に異なる介護予防訪問リハビリテーション事業所が、サービス提供を行った場合の算定はどうなるのか。

答4 介護予防訪問リハビリテーションの基本サービス費を算定する。

問5 介護予防通所リハビリテーション事業所が休業を行ったときの代替サービスとして、既に計画サービス提供を行うこととされていた介護予防訪問リハビリテーション事業所が、当初計画されていたサービスに上乗せしてサービス提供した場合の算定はどうなるのか。

答5 代替サービス分を別途、介護予防訪問リハビリテーションとして算定可能である。

### 【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第4報)】

問6 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて第2報」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所(デイサービス等)が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能か。

答6 可能である。

問7 問6の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。

答7 差し支えない。

問8 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」別紙1において、「休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合」の取扱いが示されているが、公民館以外の場所はどのような場所を指すのか。

答8 一定の広さを確保でき、安全面や衛生面の観点からサービスを提供するにあたって差し支えない場所を指す。なお、サービスの提供にあたっては、都道府県、保健所を設置する市又は特別区と相談し、また利用者の意向を踏まえて実施されたい。

**【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）】**

問9 通所系サービス事業所（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。以下、同じ。）が都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

答9 通所系サービス事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1を参考にされたい。なお、対応にあたっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたい。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

問10 問9の取扱いについて、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

答10 通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法等は問9の取扱いと同様である。

**【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて  
(第7報)】**

問11 通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーションが、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合、利用者等の意向を確認した上で行う、その期間の初回に行う電話等による居宅の療養環境等の確認について、介護報酬の算定は可能か。

答11 通所リハビリテーション事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、居宅の療養環境、当日の外出の有無と外出先、希望するリハビリテーションサービスの提供内容や頻度等について、電話等により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日について、初回のみ、相応の介護報酬の算定が可能である。

介護予防通所リハビリテーション事業所についても同様に日割り計算上の日にちに含める可能である。

なお、対応にあたっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討するとともに、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1を参考にされたい。

問12 問11の取扱いについて、通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーションが、都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で初回に行う電話による居宅の療養環境確認について、介護報酬の算定が可能か。

答12 通所リハビリテーション事業所が、健康状態、居宅の療養環境、当日の外出の有無と外出先、希望するリハビリテーションサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、初回のみ、相応の介護報酬の算定が可能である。

介護予防通所リハビリテーション事業所についても同様に日割り計算上の日にちに含めることが可能である。

なお、具体的な算定方法等は問11の取扱いと同様である。

**【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて  
(第8報)】**

問13 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。

答13 通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を

行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることよい。

**【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）】**

問14 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」等で示された取扱いは、通所系サービスにおいて、「居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合」に提供したサービス区分に対応した報酬区分を算定できるが、この場合、個別サービス計画と同様の内容のサービスを居宅において提供した場合のみ報酬算定の対象となるのか。

問14 利用者への説明及び同意が前提であるが、通所に代えて居宅でサービスを提供する場合に、通所系サービス事業所において提供していたサービス全てを提供することを求めるものではなく、事業所の職員ができる限りのサービスを提供した場合に算定することが可能である。

問15 利用者及び職員への感染リスクを下げるため、指定を受けたサービスの形態を維持しつつ、サービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満、通所リハビリテーションであれば1時間未満）となった場合でも、それぞれのサービスの最も短い時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハビリテーションであれば1時間以上2時間未満）で算定することは可能か。

答15 利用者への説明及び同意が前提であるが、利用者の生活環境・他の介護サービスの提供状況を踏まえて最低限必要なサービス提供を行った上で、その時間が最も時間の短い報酬区分で定められた時間を下回ったときは、当該最も短い時間の報酬区分で算定することは可能である。  
なお、提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果が、ケアプランで定められたサービス提供時間を下回ったときは、実際に提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分を算定する。

問16 問15の取扱いは、休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、同様か。

答16 同様である。

問17 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション（介護予防も含む。）のリハビリテーションマネジメント加算の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することは可能か。

答17 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、リハビリテーション会議の開催が難しい場合、参加が原則とされる本人や家族に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により当該会議の開催が難しいことについて説明し、了解を得た上で、「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について（令和元年10月28日老老発1028第1号）」のリハビリテーション会議で求められる項目について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用し、柔軟に対応することが可能である。

## 宮城県Q & A (介護報酬等の臨時的な取扱いについて)

問1 コロナウイルス対策のため、自主的に通所リハを休業するが、代替措置として同一事業所から、利用者宅に訪問してリハビリテーションを提供する。

この場合、通所リハとして介護報酬を請求することになるが、サービス提供時間に利用者宅を訪問するために要した時間を含めてもよいのか。

答1 居宅を訪問するために要した時間をサービス提供時間を含めてはならない。  
(介護保険最新情報vol. 770, 老企第36号第2の8(1)②)

問2 コロナウイルス対策のため、自主的に通所リハを休業するが、代替措置として同一事業所から、利用者宅に訪問してリハビリテーションを提供する。

この場合、利用者宅を訪問してリハビリを提供する職員は、理学療法士等でなくてはならないのか。それとも、介護職員でもよいのか。

答2 理学療法士等が望ましいが、介護職員でもよい。

問3 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から自主的に休業しているが、利用者の要望により、従業者が利用者の居宅を訪れてサービスを提供している場合、①送迎減算、②中重度者ケア体制加算の取扱いにはどのようになるか。

答3 ① 送迎減算は適用しない。  
② 特段居宅訪問による利用者に係る計算を要せず、算定可能。  
(介護保険最新情報vol. 770)

問4 通所リハビリテーションにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から利用者の希望に応じ、訪問してリハビリテーションを行うこととした場合、リハビリテーション提供体制加算の取扱いはどのようになるのか。

答4 引き続き、算定可能。(介護保険最新情報Vol. 770)  
ただし、基本報酬の算定方法では、サービス提供時間が短時間の場合はそれぞれのサービスの最短時間の報酬区分で算定することとなっており、通リハの最短の報酬区分は1時間以上2時間未満の区分となる。一方、リハビリテーション提供体制加算の最短時間の報酬区分は3時間以上4時間未満となっており、基本報酬と加算で請求内容に相違が出ることから、国保連への請求に当たって支障がないかどうかを国保連へ照会する必要がある。

問5 リハビリテーションマネジメント加算の要件に「居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること」とあるが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から居宅へ訪問しなかった場合、加算は引き続き算定可能か。

答5 動画の撮影やテレビ電話により、可能な限り利用者の動作確認を行うようにしていただきたいが、やむを得ない事情により確認を行えない場合であっても引き続き算定可能。ただし、やむを得ない事情について記録を残しておくとともに、実施可能な状況になり次第、速やかに実施すること。  
(介護保険最新情報vol. 770)

問6 新型コロナウイルス感染防止のため、利用者から当日キャンセルされた場合、介護報酬の請求は可能か。

答6 不可。

問7 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる内部研修の開催可否の判断について

答7 具体的な開催の判断は施設で判断することとなるが、できるだけ3密を避けるような工夫を講じた上で、開催することが望ましい。施設の判断でやむを得ず開催できない場合でも研修資料を配布するなど、必要に応じて代替措置等を検討していただきたい。



氏名

## 体温・体調チェックシート

日	検温時間	体温	体調の変化			
			咳が出る	息苦しい	だるい	その他
1	時 分	℃				
2	時 分	℃				
3	時 分	℃				
4	時 分	℃				
5	時 分	℃				
6	時 分	℃				
7	時 分	℃				
8	時 分	℃				
9	時 分	℃				
10	時 分	℃				
11	時 分	℃				
12	時 分	℃				
13	時 分	℃				
14	時 分	℃				
15	時 分	℃				
16	時 分	℃				
17	時 分	℃				
18	時 分	℃				
19	時 分	℃				
20	時 分	℃				
21	時 分	℃				
22	時 分	℃				
23	時 分	℃				
24	時 分	℃				
25	時 分	℃				
26	時 分	℃				
27	時 分	℃				
28	時 分	℃				
29	時 分	℃				
30	時 分	℃				
31	時 分	℃				

## 関係機関一覧

### 【新型コロナ感染対策に関する一般的問い合わせ】

機関名	電話番号	備考
健康電話相談窓口 (コールセンター)	022-211-3883 022-211-2882	24時間対応

#### <その他関係機関（各保健所等連絡先）> (仙台市外)

機関名	対象地域	電話番号
仙南保健所疾病対策班	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	0224-53-3121
塩釜保健所疾病対策班	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町,	022-363-5504
塩釜保健所岩沼支所 地域保健班	岩沼市, 名取市, 亶理町, 山元町	0223-22-2189
塩釜保健所黒川支所 地域保健班	富谷市, 大和町, 大郷町, 大衡村	022-358-1111
大崎保健所疾病対策班	大崎市, 加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町	0229-91-0714
栗原保健所疾病対策班	栗原市	0228-22-2117
石巻保健所疾病対策班	石巻市, 東松島市, 女川町	0225-95-1430
登米保健所疾病対策班	登米市	0220-22-6119
気仙沼保健所疾病対策班	気仙沼市, 南三陸町	0226-22-6662

#### (仙台市内)

機関名	電話番号
青葉区保健福祉センター（管理課）	022-225-7211（代表）
宮城野区保健福祉センター（管理課）	022-291-2111（代表）
若林区保健福祉センター（管理課）	022-282-1111（代表）
太白区保健福祉センター（管理課）	022-247-1111（代表）
泉区保健福祉センター（管理課）	022-372-3111（代表）
健康福祉局保健所健康安全課	022-214-8029（直通）

### 【介護サービスに関すること（人員基準、運営基準、介護報酬等）】

#### (仙台市外)

機関名	対象地域	電話番号
仙南保健福祉事務所 成人・高齢班	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	0224-53-3120
仙台保健福祉事務所 高齢者支援班	塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村	022-365-3152
北部保健福祉事務所 高齢者支援班	大崎市, 加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町	0229-91-0713
栗原地域事務所 成人・高齢班	栗原市	0228-22-2116
東部保健福祉事務所 高齢者支援班	石巻市, 東松島市, 女川町	0225-95-1419
登米地域事務所 成人・高齢班	登米市	0220-22-6117
気仙沼保健福祉事務所 成人・高齢班	気仙沼市, 南三陸町	0226-22-6614

#### (仙台市内)

機関名	電話番号
仙台市介護事業支援課居宅サービス指導係	022-214-8192